



2025 年 6 月 20 日

各 位

会 社 名 ユ ニ チ カ 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 藤 井 実
(コード番号 3103 東証プライム)
問合せ先 経営企画部長 岩藤 敦史
(TEL 06-6281-5695)

事業譲渡等に向けた基本合意書締結のお知らせ

当社は、2024 年 11 月 28 日に公表いたしました「株式会社地域経済活性化支援機構（以下、「機構」といいます。）による再生支援決定、第三者割当による C 種種類株式の発行、定款の一部変更、自己株式の取得及び自己株式の消却、資本金及び資本準備金の額の減少、並びに親会社及び主要株主である筆頭株主異動等に関するお知らせ」にてご通知しておりました事業再生計画について、2025 年 4 月 30 日に機構による第三者割当増資の払い込みを完了させ、構造改革を含めた各施策に取り組んでおります。また、構造改革の対象となる事業については、他社への事業譲渡や生産移管等に向けて、当該事業の特性等を考慮し複数の相手先との協議を進めてまいりました。

それら協議等を通じまして、当社は、本日開催の取締役会において、当社および当社連結子会社の日本エステル株式会社のポリエステルに係る繊維関連事業・重合事業について、セーレン株式会社との間で譲渡等に向けた基本合意書を締結することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 事業譲渡の内容

(1) 事業譲渡の理由

本件の当該譲渡対象事業は、これまで主に当社岡崎事業所、日本エステル株式会社にて生産を行い、当社の不織布事業部、産業繊維事業部、およびユニチカトレーディング株式会社にて事業運営を行ってまいりましたが、構造的なコスト高の状況、製品のコモディティ化等を背景に、ここ数年、収益の低迷が続いておりました。

今般、基本合意書を締結いたしましたセーレン株式会社から提示頂きました内容を慎重に精査し、同社の総合繊維業にて培われた事業力、技術力や事業運営上の各種ノウハウ等を当該譲渡対象事業の改善に活かして頂ける可能性や、当社およびグループ会社である KB セーレン株式会社との事業シナジー効果、当該譲渡対象事業に関し雇用も含め全体での承継を前提とした内容であること、また承継に伴い供給網での混乱を最小限に収めることを期待し、総合的に勘案の上、同社への事業譲渡が最適との判断をいたしました。

(2) 事業譲渡先の概要

① 名称	セーレン株式会社	
② 所在地	福井県福井市毛矢一丁目 10 番 1 号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役会長 川田 達男	
④ 事業内容	総合繊維業	
⑤ 資本金	17,520 百万円	
⑥ 設立年月日	1923 年 5 月 1 日	
⑦ 上場会社と当該会社との関係	資本関係	記載すべき事項はありません
	人的関係	
	取引関係	製品の販売先です
	関連当事者への該当状況	記載すべき事項はありません

(3) 事業譲渡する事業の概要

① ポリエステル重合事業

日本エステル株式会社のポリエステル重合事業

② 衣料繊維事業

日本エステル株式会社のフィラメント（FIL）事業

（但し、ユニチカトレーディング株式会社の事業及びユニチカトレーディング株式会社の子会社の事業を除く。）

③ 不織布事業

当社のスパンボンド（SB）事業

④ 産業繊維事業

当社及び日本エステル株式会社のステープル・ファイバー（SF）事業、当社のポリエステル高強力糸（ETY）事業、

当社の ETY 事業および合繊紡事業に関する外部委託加工事業

(4) 事業譲渡のストラクチャー

当社が設立する新設分割会社（以下、「承継会社」といいます。）に当社および日本エステル株式会社の譲渡対象事業を会社分割にて承継したうえで、その承継会社の株式を事業譲渡先会社へ金銭を対価として譲渡するスキームを想定しております。具体的な手法、手続きは今後協議のうえ、決定する予定です。

(5) 事業譲渡の日程

2025 年 6 月～7 月末頃	対象事業及び最終契約の条件について協議
2025 年 8 月初め頃	最終契約の締結
2025 年 12 月末頃	クロージング

2. 今後の見通し

今後、本件による当社 2026 年 3 月期の業績に与える影響が判明した場合は、すみやかにお知らせいたします。

以上